

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年6月30日

【発行者名】 UBS (Lux) ストラテジー・シキャブ
(UBS (Lux) Strategy SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・ステインガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J . F . ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) ストラテジー・シキャブ
- ダイナミック・インカム(米ドル)
- フィクスト・インカム・サステナブル(米ドル)
- インカム・サステナブル(米ドル)
- システマティック・アロケーション・ポートフォリオ・
ディフェンシブ(米ドル)
- システマティック・アロケーション・ポートフォリオ・
ミディアム(米ドル)
- システマティック・アロケーション・ポートフォリオ・
ダイナミック(米ドル)
(UBS (Lux) Strategy SICAV
- Dynamic Income (USD)
- Fixed Income Sustainable (USD)
- Income Sustainable (USD)
- Systematic Allocation Portfolio Defensive (USD)
- Systematic Allocation Portfolio Medium (USD)
- Systematic Allocation Portfolio Dynamic (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

ダイナミック・インカム(米ドル)

クラスP - m d i s t 投資証券

クラスP - a c c 投資証券

フィクスト・インカム・サステナブル(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券

インカム・サステナブル(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ディフェンシブ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ミディアム(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ダイナミック(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

ダイナミック・インカム(米ドル)

クラスP - m d i s t 投資証券

10億9,980万米ドル(約1,209億円)

クラスP - a c c 投資証券

12億5,260万米ドル(約1,377億円)

フィクスト・インカム・サステナブル(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

25億9,780万米ドル(約2,855億円)

クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券

1,053億9,000万円

インカム・サステナブル(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

12億9,810万米ドル(約1,427億円)

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ディフェンシブ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

12億80万米ドル(約1,320億円)

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ミディアム(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

12億7,900万米ドル(約1,406億円)

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ダイナミック(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

13億4,920万米ドル(約1,483億円)

- (注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2021年8月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(ダイナミック・インカム(米ドル)クラスP - m d i s t 米ドル投資証券については109.98米ドルに1,000万口、クラスP - a c c 米ドル投資証券については125.26米ドルに1,000万口、フィクスト・インカム・サステナブル(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については259.78米ドルに1,000万口、クラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 投資証券については10,539円に1,000万口、インカム・サステナブル(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については129.81米ドルに1,000万口、システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ディフェンシブ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については120.08米ドルに1,000万口、システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ミディアム(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については127.90米ドルに1,000万口およびシステムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ダイナミック(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については134.92米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)。
- (注2) 2021年11月15日付で、UBS (Lux) ストラテジー・シキャブ - フィクスト・インカム(米ドル)(UBS (Lux) Strategy SICAV - Fixed Income (USD))はUBS (Lux) ストラテジー・シキャブ - フィクスト・インカム・サステナブル(米ドル)(UBS (Lux) Strategy SICAV - Fixed Income Sustainable (USD))に、UBS (Lux) ストラテジー・シキャブ - インカム(米ドル)(UBS (Lux) Strategy SICAV - Income (USD))はUBS (Lux) ストラテジー・シキャブ - インカム・サステナブル(米ドル)(UBS (Lux) Strategy SICAV - Income Sustainable (USD))にそれぞれ名称を変更した。
- (注3) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2021年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.90円)による。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年11月30日に提出した有価証券届出書(2022年2月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)(以下「原届出書」といいます。)について、2022年6月付で、投資方針、投資リスク、手数料等及び税金等に関する事項が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

ダイナミック・インカム(米ドル)

(中略)

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面(ESG)の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および原投資対象の種類に基づいてサステナビリティ・リスクが体系的に統合されるわけではない。サブ・ファンドは、根底となるESG統合型戦略に投資することができる。ただし、かかる投資への配分が行われることにより、UBSアセット・マネジメントが本サブ・ファンドをESG統合型ファンドに区分することが可能となるわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに大きな影響を及ぼすとは予想されていない。

フィクスト・インカム・サステナブル(米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、当該サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。当該サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則(EU)2019/2088第8条(1)に基づき、環境および社会的特性を促進する。サブ・ファンドの資産(流動資産およびデリバティブを除く。)の少なくとも70%は、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境(E)および/または社会(S)の特性を促進する投資戦略に、また、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第9条に基づき二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に投資するものとする。

サステナブル投資は、以下の8つのESGカテゴリーの1つまたは複数を含むものとする。

a) ESGエンゲージメント株式:

本アプローチにおいては、企業の経営陣がESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。

b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド:

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが債券保有者として、BBB-を下回る格付けが付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。

c) 開発債:

国際開発金融機関(以下「MDB」という。)が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。

- d) ESGテーマ別株式：
特定の環境もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業、および/または単一のESG要因(例えば、男女共同参画等)の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式
- e) ESG改善型株式：
様々な重大なESG課題および機会の管理を改善している企業の株式
- f) ESGリーダー株式：
様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式
- g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：
環境プロジェクト、社会福祉機関またはサステナブル発行体に充当する資金を調達するための債券。このような種類の発行体には、一般的に企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。
- h) ESGリーダー債：
様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業が発行する債券
アクティブ運用されるサブ・ファンドの資産は、ベンチマークの制約を受けずに次のリスク分散の原則で投資される。個別のサブ・ファンドのパフォーマンスは、指数との対比で評価されない。
投資方針の目的は、リスクを抑えつつ、基準通貨ベースで魅力的なインカム・ゲインを追求することである。この目的を達成するため、直接またはUCIもしくはUCITSを通じて、世界中の幅広い利付資産または当該資産に関連する派生商品に投資を行う。さらに、サブ・ファンドは少量の株式にも投資することができる。この投資方針に従って、サブ・ファンドは、ハイ・イールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

インカム・サステナブル(米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、当該サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。当該サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則(EU) 2019/2088第8条(1)に基づき、環境および社会的特性を促進する。サブ・ファンドの資産(流動資産およびデリバティブを除く。)の少なくとも70%は、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境(E)および/または社会(S)の特性を促進する投資戦略に、また、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第9条に基づき二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に投資するものとする。

サステナブル投資は、以下の8つのESGカテゴリーの1つまたは複数を含むものとする。

- a) ESGエンゲージメント株式：
本アプローチにおいては、企業の経営陣がESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。
- b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド：
本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが債券保有者として、BBB-を下回る格付けが付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。
- c) 開発債：
国際開発金融機関(以下「MDB」という。)が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。
- d) ESGテーマ別株式：
特定の環境もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業、および/または単一のESG要因(例えば、男女共同参画等)の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式

e) ESG改善型株式：

様々な重大なESG課題および機会の管理を改善している企業の株式

f) ESGリーダー株式：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：

環境プロジェクト、社会福祉機関またはサステナブル発行体に充当する資金を調達するための債券。このような種類の発行体には、一般的に企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。

h) ESGリーダー債：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業が発行する債券

アクティブ運用されるサブ・ファンドの資産は、ベンチマークの制約を受けずに次のリスク分散の原則で投資される。個別のサブ・ファンドのパフォーマンスは、指数との対比で評価されない。

投資方針の目的は、リスクを抑えつつ、基準通貨ベースで金利収入から魅力的なレベルの収益を追求することである。この目的を達成するため、主に世界中の幅広い利付資産に投資を行う。サブ・ファンドは、直接またはUCIもしくはUCITSを通じて、債務証券(債券)、参加証書(株式)および短期金融商品または当該資産の派生商品にその資産を投資する。この投資方針に従って、サブ・ファンドは、ハイ・イールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ディフェンシブ(米ドル)

(中略)

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面(ESG)の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および原投資対象の種類に基づいてサステナビリティ・リスクが体系的に統合されるわけではない。サブ・ファンドは、根底となるESG統合型戦略に投資することができる。ただし、かかる投資への配分が行われることにより、UBSアセット・マネジメントが本サブ・ファンドをESG統合型ファンドに区分することが可能となるわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに大きな影響を及ぼすとは予想されていない。

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ミディアム(米ドル)

(中略)

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面(ESG)の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および原投資対象の種類に基づいてサステナビリティ・リスクが体系的に統合されるわけではない。サブ・ファンドは、根底となるESG統合型戦略に投資することができる。ただし、かかる投資への配分が行われることにより、UBSアセット・マネジメントが本サブ・ファンドをESG統合型ファンドに区分することが可能となるわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに大きな影響を及ぼすとは予想されていない。

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ダイナミック(米ドル)

(中略)

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面(ESG)の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および原投資対象の種類に基づいてサステナビリティ・リスクが体系的に統合されるわけではない。サブ・ファンドは、根底となるESG統合型戦略に投資することができる。ただし、かかる投資への配分が行われることにより、UBSアセット・マネジメントが本サブ・ファンドをESG統合型ファンドに区分する

ことが可能となるわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに大きな影響を及ぼすとは予想されていない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

ダイナミック・インカム(米ドル)

(中略)

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面(ESG)の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および原投資対象の種類に基づいてサステナビリティ・リスクが体系的に統合されるわけではない。サブ・ファンドは、根底となるESG統合型戦略に投資することができる。ただし、かかる投資への配分が行われることにより、UBSアセット・マネジメントが本サブ・ファンドをESG統合型ファンドに区分することが可能となるわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに大きな影響を及ぼすとは予想されていない。

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。

フィクスト・インカム・サステナブル(米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、当該サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。当該サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則(EU)2019/2088第8条(1)(SFDR)に基づき、環境および社会的特性を促進する。サブ・ファンドの資産(流動資産およびデリバティブを除く。)の少なくとも70%は、(a)金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境(E)および/または社会(S)の特性を促進する投資戦略、またはそれと同等とみなされる投資戦略に、また、(b)金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第9条に基づき二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略、またはそれと同等とみなされる投資戦略に投資するものとする。

サステナブル投資は、以下の8つのESGカテゴリーの1つまたは複数を含むものとする。

a) ESGエンゲージメント株式：

本アプローチにおいては、企業の経営陣がESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。

b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド：

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが債券保有者として、BBB-を下回る格付けが付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。

c) 開発債：

国際開発金融機関(以下「MDB」という。)が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。

d) ESGテーマ別株式：

特定の環境もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業、および/または単一のESG要因(例えば、男女共同参画等)の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式

e) ESG改善型株式：

様々な重大なESG課題および機会の管理を改善している企業の株式

f) ESGリーダー株式：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：

環境プロジェクト、社会福祉機関またはサステナブル発行体に充当する資金を調達するための債券。このような種類の発行体には、一般的に企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。

h) ESGリーダー債：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業が発行する債券

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。「著しい害を及ぼさない(Do No Significant Harm)」方針は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮するサブ・ファンドの投資対象にのみ適用される。サブ・ファンドのその他の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。

アクティブ運用されるサブ・ファンドの資産は、ベンチマークの制約を受けずに次のリスク分散の原則で投資される。個別のサブ・ファンドのパフォーマンスは、指数との対比で評価されない。

投資方針の目的は、リスクを抑えつつ、基準通貨ベースで魅力的なインカム・ゲインを追求することである。この目的を達成するため、直接またはUCIもしくはUCITSを通じて、世界中の幅広い利付資産または当該資産に関連する派生商品に投資を行う。さらに、サブ・ファンドは少量の株式にも投資することができる。この投資方針に従って、サブ・ファンドは、ハイ・イールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

インカム・サステナブル(米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、当該サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。当該サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則(EU)2019/2088第8条(1)(SFDR)に基づき、環境および社会的特性を促進する。サブ・ファンドの資産(流動資産およびデリバティブを除く。)の少なくとも70%は、(a)金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境(E)および/または社会(S)の特性を促進する投資戦略、またはそれと同等とみなされる投資戦略に、また、(b)金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第9条に基づき二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略、またはそれと同等とみなされる投資戦略に投資するものとする。

サステナブル投資は、以下の8つのESGカテゴリーの1つまたは複数を含むものとする。

a) ESGエンゲージメント株式：

本アプローチにおいては、企業の経営陣がESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。

b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド：

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが債券保有者として、BBB-を下回る格付けが付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。

c) 開発債：

国際開発金融機関(以下「MDB」という。)が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。

d) ESGテーマ別株式：

特定の環境もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業、および/または単一のESG要因(例えば、男女共同参画等)の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式

e) ESG改善型株式：

様々な重大なESG課題および機会の管理を改善している企業の株式

f) ESGリーダー株式：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：

環境プロジェクト、社会福祉機関またはサステナブル発行体に充当する資金を調達するための債券。このような種類の発行体には、一般的に企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。

h) ESGリーダー債：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業が発行する債券

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。「著しい害を及ぼさない(Do No Significant Harm)」方針は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮するサブ・ファンドの投資対象にのみ適用される。サブ・ファンドのその他の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。

アクティブ運用されるサブ・ファンドの資産は、ベンチマークの制約を受けずに次のリスク分散の原則で投資される。個別のサブ・ファンドのパフォーマンスは、指数との対比で評価されない。

投資方針の目的は、リスクを抑えつつ、基準通貨ベースで金利収入から魅力的なレベルの収益を追求することである。この目的を達成するため、主に世界中の幅広い利付資産に投資を行う。サブ・ファンドは、直接またはUCIもしくはUCITSを通じて、債務証券(債券)、参加証書(株式)および短期金融商品または当該資産の派生商品にその資産を投資する。この投資方針に従って、サブ・ファンドは、ハイ・イールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ディフェンシブ(米ドル)

(中略)

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面（ESG）の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および原投資対象の種類に基づいてサステナビリティ・リスクが体系的に統合されるわけではない。サブ・ファンドは、根底となるESG統合型戦略に投資することができる。ただし、かかる投資への配分が行われることにより、UBSアセット・マネジメントが本サブ・ファンドをESG統合型ファンドに区分することが可能となるわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに大きな影響を及ぼすとは予想されていない。

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ミディアム（米ドル）

（中略）

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面（ESG）の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および原投資対象の種類に基づいてサステナビリティ・リスクが体系的に統合されるわけではない。サブ・ファンドは、根底となるESG統合型戦略に投資することができる。ただし、かかる投資への配分が行われることにより、UBSアセット・マネジメントが本サブ・ファンドをESG統合型ファンドに区分することが可能となるわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに大きな影響を及ぼすとは予想されていない。

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。

システムティック・アロケーション・ポートフォリオ・ダイナミック（米ドル）

（中略）

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面（ESG）の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および原投資対象の種類に基づいてサステナビリティ・リスクが体系的に統合されるわけではない。サブ・ファンドは、根底となるESG統合型戦略に投資することができる。ただし、かかる投資への配分が行われることにより、UBSアセット・マネジメントが本サブ・ファンドをESG統合型ファンドに区分することが可能となるわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに大きな影響を及ぼすとは予想されていない。

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない。

（後略）

（４）投資制限

< 訂正前 >

投資原則

（中略）

1. 本投資法人が可能な投資

（中略）

h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項に定義する短期金融商品。

ただし、短期金融商品の発行または発行体に投資者および投資対象を保護する規則の対象となること、またこれらの商品の場合は、

- EU加盟国の中央、地域もしくはは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、EUまたは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合に連邦の加盟国または少なくとも一か国以上のEU加盟国が属する国際機関が発行または保証していること、
- 1.1のa)、b)およびc)の各項に定める規制された市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、
- ヨーロッパ共同体法に定める基準に基づく慎重な健全性の監督に服す機関またはヨーロッパ共同体法に定める監督と少なくとも同程度に厳格な健全性の監督に服し、同法を遵守しているとCSSEFが判断する機関が発行もしくは保証していること、またはCSSEFが承認した種類に属するその他の発行体が発行していること。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文に定める基準と同等の投資者を保護する規則が適用されること、発行体は1,000万ユーロ以上の自己資本を有し、第4号理事会指令78/660/EECに定める規定に基づいて年次決算書を作成し、公表する法人であるか、または一社以上の上場企業を擁するグループ内の資金調達を担当する法人であるか、または銀行が提供する信用供与枠を利用し、債務証券の資金を調達する法人であることを条件とする。

(中略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

(中略)

基本的なルールとして、トータル・リターン・スワップに対して以下の点が適用される。

-) トータル・リターン・スワップにより取得される純リターンの100% (直接および間接的な運営コスト/手数料を控除後) がサブ・ファンドに送金される。

(後略)

<訂正後>

投資原則

(中略)

1. 本投資法人が可能な投資

(中略)

h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項に定義する短期金融商品。

ただし、短期金融商品の発行または発行体に預金および投資者を保護する規則がすでに適用されていること、またこれらの商品の場合は、

- EU加盟国の中央、地域もしくはは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、EUまたは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合に連邦の加盟国または少なくとも一か国以上のEU加盟国が属する国際機関が発行または保証していること、
- 1.1のa)、b)およびc)の各項に定める規制された市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、
- ヨーロッパ共同体法に定める基準に基づく慎重な健全性の監督に服す機関またはヨーロッパ共同体法に定める監督と少なくとも同程度に厳格な健全性の監督に服し、同法を遵守しているとCSSEFが判断する機関が発行もしくは保証していること、またはCSSEFが承認した種類に属するその他の発行体が発行していること。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文に定める基準と同等の投資者を保護する規則が適用されること、発行体は1,000万ユーロ以上の自己資本を有し、第4号理事会指令78/660/EECに定める規定に基づいて年次決算書を作成し、公表する法人であるか、または一社以上の上場企業を擁するグループ内の資金調達を担当する法人であるか、または銀

行が提供する信用供与枠を利用し、債務証券の資金を調達する法人であることを条件とする。

(中略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

(中略)

基本的なルールとして、トータル・リターン・スワップに対して以下の点が適用される。

) トータル・リターン・スワップにより取得される総リターンの100% (直接的および間接的な運営コスト/手数料を控除後) がサブ・ファンドに送金される。

(後略)

3 投資リスク

a. リスク要因

レバレッジ

<訂正前>

(前略)

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
---------	--------	------------------	-----------

(中略)

システマティック・ アロケーション・ ポートフォリオ・ ディフェンシブ (米ドル)	レラティブVaR アプローチ	0 - 5.0	23%のブルームバーグ・ユーロドル社債(AAA-BBB)(1-5年)インデックス、28%のブルームバーグ・キャピタル・米国投資適格社債インデックス、5%のICEバンクオブアメリカ米国ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス、4%のJ.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド、30%のMSCIワールド・インデックス(税引き後配当再投資)(米ドル・ヘッジ)、10%のHF RXグローバル・ヘッジ・ファンド・インデックス
システマティック・ アロケーション・ ポートフォリオ・ ミディアム (米ドル)	レラティブVaR アプローチ	0 - 5.0	8%のブルームバーグ・ユーロドル社債(AAA-BBB)(1-5年)インデックス、18%のブルームバーグ・キャピタル・米国投資適格社債インデックス、5%のICEバンクオブアメリカ米国ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス、4%のJ.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド、50%のMSCIワールド(税引き後配当再投資)(米ドル・ヘッジ)、5%のMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当再投資)(ヘッジなし)、10%のHF RXグローバル・ヘッジ・ファンド・インデックス

システマティック・ アロケーション・ ポートフォリオ・ ダイナミック (米ドル)	レラティブVaR アプローチ	0 - <u>5.0</u>	3%のブルームバーグ・ユーロドル社債 (AAA - BBB) (1 - 5年) インデックス、5%のICEバンクオブアメリカ米国ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス、2%のJ.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド、70%のMSCIワールド (税引き後配当再投資) (米ドル・ヘッジ)、10%のMSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引き後配当再投資) (ヘッジなし)、10%のHFRIグローバル・ヘッジ・ファンド・インデックス
--	-------------------	----------------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
---------	--------	------------------	-----------

(中略)

システマティック・ アロケーション・ ポートフォリオ・ ディフェンシブ (米ドル)	レラティブVaR アプローチ	0 - <u>2.0</u>	23%のブルームバーグ・ユーロドル社債 (AAA - BBB) (1 - 5年) インデックス、28%のブルームバーグ・キャピタル・米国投資適格社債インデックス、5%のICEバンクオブアメリカ米国ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス、4%のJ.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド、30%のMSCIワールド・インデックス (税引き後配当再投資) (米ドル・ヘッジ)、10%のHFRIグローバル・ヘッジ・ファンド・インデックス
システマティック・ アロケーション・ ポートフォリオ・ ミディアム (米ドル)	レラティブVaR アプローチ	0 - <u>2.0</u>	8%のブルームバーグ・ユーロドル社債 (AAA - BBB) (1 - 5年) インデックス、18%のブルームバーグ・キャピタル・米国投資適格社債インデックス、5%のICEバンクオブアメリカ米国ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス、4%のJ.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド、50%のMSCIワールド (税引き後配当再投資) (米ドル・ヘッジ)、5%のMSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引き後配当再投資) (ヘッジなし)、10%のHFRIグローバル・ヘッジ・ファンド・インデックス

システムティック・ アロケーション・ ポートフォリオ・ ダイナミック (米ドル)	レラティブVaR アプローチ	0 - 2.0	3%のブルームバーク・ユーロドル社債(AAA - BBB)(1 - 5年)インデックス、5%のICEバンクオブアメリカ米国ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス、2%のJ.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド、70%のMSCIワールド(税引き後配当再投資)(米ドル・ヘッジ)、10%のMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当再投資)(ヘッジなし)、10%のHFRXグローバル・ヘッジ・ファンド・インデックス
--	-------------------	---------	---

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

・管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合

・客観的な基準に基づきリベートが付与される場合

・客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合

・リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し(例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など)、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

・リベートの対象となるサブ・ファンドの投資証券クラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もある。

・投資者が保有するUBS集团投資スキームの資産総額、および/または

・投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとする。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員状況

<訂正前>

(2021年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
ラファエル・シュミット -リヒター (Raphael Schmidt - Richter)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (ドイツ)ゲーエムベーハー、 フランクフルト エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・グア ニーニ (Francesca Guagnini)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (UK)リミテッド、ロンドン マネージング・ディレクター	該当なし
ジョゼ・リンダ・デニス (Josée Lynda Denis)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ルクセンブルグ、 インディペンデント・ディレクター	該当なし

(注)本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラ
ティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

<訂正後>

(2022年6月24日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
ラファエル・シュミット -リヒター (Raphael Schmidt - Richter)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (ドイツ)ゲーエムベーハー、 フランクフルト エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

フランチェスカ・グアニーニ (Francesca Guagnini)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (UK)リミテッド、ロンドン マネージング・ディレクター	該当なし
ジョゼ・リンダ・デニス (Josée Lynda Denis)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ルクセンブルグ、 インディペンデント・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

第2 手続等

4 その他

<訂正前>

(前略)

データ保護

(中略)

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- 個人データに関する情報(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))
- 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること(すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利)
- 個人データの利用を制限すること(すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利)
- マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること(すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。)
- 個人データを削除させること(すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利)
- データポータビリティ(すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利)。

(中略)

指数提供者

(中略)

MSCI

MSCIデータは、内部での使用に限定されている。MSCIデータは、いかなる形においても複製または再配布してはならず、金融商品または金融指数の基準または構成要素として使用してはならない。MSCIデータのいずれも、投資アドバイスまたは何らかの種類の投資判断を行うこと(もしくは行わない

こと)の推奨であることを意図しておらず、そのようなものとして依拠してはならない。過去のデータおよび分析は、将来のパフォーマンス、分析、予想または予測の指標または保証として解釈されるべきではない。MSCIデータは、「現状のままで」提供され、その使用者は、当該情報の使用についてのすべてのリスクを負う。MSCI、そのすべての関連会社およびMSCIデータの編集、計算または作成に関与したまたは関連するその他のすべての個人(総称して、以下「MSCI当事者」という。)は、当該情報に関するすべての保証(創作性、正確性、完全性、適時性、非侵害性、商品性および特定目的への適合性の保証を含む。)を明示的に否認する。上記のいずれも損なうことなく、いかなる場合も、MSCI当事者は、直接的、間接的、特別、付随的、懲罰的、派生的(高収益を含むが、これに限られない。)またはその他のあらゆる損害賠償について、一切責任を負わないものとする。

<訂正後>

(前略)

データ保護

(中略)

- ・ 個人データへのアクセス権(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、当該データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを修正させる権利(すなわち、不正確もしくは不完全な個人データまたは事実誤認の適宜の更新または訂正を本投資法人に義務付ける権利)
- ・ 個人データの利用を制限する権利(すなわち、同意するまで、個人データの処理を、一定の状況下での当該データの保管に限定することを要求する権利)
- ・ マーケティング目的での個人データの処理を含む、個人データの処理に異議を申し立てる権利(すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または本投資法人の正当な利益のために遂行された業務の成果を根拠とした個人データの処理に異議を申し立てる権利。投資者の利益、権利および自由に優先してデータを処理するための差し迫った正当な根拠があること、または法的請求の立証、行使または防御のためにデータを処理する必要があることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は当該処理を終了する。)
- ・ 個人データを削除させる権利(すなわち、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合を含む特定の状況において、個人データの削除を要求する権利)
- ・ データポータビリティ(すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、共有され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他のデータ管理者へのデータの移転を要求する権利)

(中略)

指数提供者

(中略)

MSCI

MSCIデータは、内部での使用に限定されている。MSCIデータは、いかなる形においても複製または再配布してはならず、金融商品または金融指数の基準または構成要素として使用してはならない。MSCIデータのいずれも、投資アドバイスまたは何らかの種類の投資判断を行うこと(もしくは行わないこと)の推奨であることを意図しておらず、そのようなものとして依拠してはならない。過去のデータおよび分析は、将来のパフォーマンス、分析、予想または予測の指標または保証として解釈されるべきではない。MSCIデータは、「現状のままで」提供され、その使用者は、当該情報の使用についてのすべてのリスクを負う。MSCI、そのすべての関連会社およびMSCIデータの編集、計算または作成に関与

しまたは関連するその他のすべての個人(総称して、以下「MSCI当事者」という。)は、当該情報に関するすべての保証(創作性、正確性、完全性、適時性、非侵害性、商品性および特定目的への適合性の保証を含む。)を明示的に否認する。上記のいずれも損なうことなく、いかなる場合も、MSCI当事者は、直接的、間接的、特別、付随的、懲罰的、派生的(高収益を含むが、これに限られない。)またはその他のあらゆる損害賠償について、一切責任を負わないものとする。

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付現在においてベンチマークとしてサブ・ファンドが使用する指数(「使用」とは、規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に従って定義される。)は、以下により提供されている。

- (i) ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが維持する管理者およびベンチマークの名簿に記載されているベンチマーク管理者。管理者およびベンチマークのESMAの名簿に記載されているEUおよび第三国出身の管理者によってベンチマークが提供されているかに関する最新の情報は、<https://registers.esma.europa.eu>において入手可能である。および/または
- () 英国の2019年ベンチマーク(改正および暫定規定)(EU離脱)規則(以下「英国ベンチマーク規則」という。)に基づき認可されているベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則の意味における第三国出身のベンチマーク管理者の地位を有しており、FCAが維持し、<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>において入手可能な管理者およびベンチマークの名簿に記載されている。および/または
- () ベンチマーク規則に基づく暫定的な取決めが適用されるため、ESMAが維持する管理者およびベンチマークの名簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者に関する移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可または登録の申請期限は、当該ベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所の両方によって異なる。ベンチマークに重大な変更があった場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)により要求されるとおり、かかる場合において講じるべき措置を含む書面による緊急事態対応計画を策定している。投資主は、管理会社の登録上の事務所において無償でこの緊急事態対応計画を参照することができる。

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(4) 役員状況

<訂正前>

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2021年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ヴァレンテ (André Valente)	チェアマン	UBSファンド・マネジメント (スイス)エイ・ジー、パーゼル、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター/ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 デュドランジュ、 インディペンデント・ディレクター	該当なし

クリスティアン・マウラー (Christian Maurer)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー、チューリッ ヒ、 プロダクト・マネジメント・ヘッド	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ、 ルクセンブルグ、チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー	該当なし

(後略)

<訂正後>

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイ

(2022年6月24日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
マイケル・ケール (Michael Kehl)	チェアマン	UBSアセット・マネジメント・スイ ス・エイ・ジー、チューリッヒ、スイ ス ヘッド・オブ・プロダクト	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSファンド・マネジメント(ルク センブルグ) エス・エイ、ルクセンブ ルグ、チーフ・エグゼクティブ・オ フィサー	該当なし
アンドレ・ヴァレンテ (André Valente)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSファンド・マネジメント(スイ ス) エイ・ジー、バーゼル、チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
アン・シャルロット・ ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	インディペンデ ント・ディレク ター/ボード・メ ンバー	ルクセンブルグ大公国、 インディペンデント・ディレクター	該当なし
ミリアム・ウエベル (Miriam Uebel)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSアセット・マネジメント(ドイ ツ) ゲーエムベーハー、フランクフル ト、インスティテューショナル・クラ イアント・カバレッジ	該当なし

(後略)

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

<p>投資方針 投資目的</p>	<p>(中略)</p> <p>- フィクスト・インカム・サステナブル(米ドル) UBS アセット・マネジメントは、当該サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。当該サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則(EU)2019/2088第8条(1)に基づき、環境および社会的特性を促進します。サブ・ファンドの資産(流動資産およびデリバティブを除きます。)の少なくとも70%は、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境(E)および/または社会(S)の特性を促進する投資戦略に、また、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第9条に基づき二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に投資するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>- インカム・サステナブル(米ドル) UBS アセット・マネジメントは、当該サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。当該サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則(EU)2019/2088第8条(1)に基づき、環境および社会的特性を促進します。サブ・ファンドの資産(流動資産およびデリバティブを除きます。)の少なくとも70%は、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境(E)および/または社会(S)の特性を促進する投資戦略に、また、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第9条に基づき二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に投資するものとします。</p> <p>(中略)</p>
----------------------	---

(後略)

<訂正後>

(前略)

<p>投資方針 投資目的</p>	<p>(中略)</p> <p>- フィクスト・インカム・サステナブル(米ドル)</p> <p>UBS アセット・マネジメントは、当該サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。当該サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則(EU)2019/2088第8条(1)(SFDR)に基づき、環境および社会的特性を促進します。サブ・ファンドの資産(流動資産およびデリバティブを除きます。)の少なくとも70%は、(a)金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境(E)および/または社会(S)の特性を促進する投資戦略、またはそれと同等とみなされる投資戦略に、また、(b)金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第9条に基づき二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略、またはそれと同等とみなされる投資戦略に投資するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>- インカム・サステナブル(米ドル)</p> <p>UBS アセット・マネジメントは、当該サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。当該サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則(EU)2019/2088第8条(1)(SFDR)に基づき、環境および社会的特性を促進します。サブ・ファンドの資産(流動資産およびデリバティブを除きます。)の少なくとも70%は、(a)金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境(E)および/または社会(S)の特性を促進する投資戦略、またはそれと同等とみなされる投資戦略に、また、(b)金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則第9条に基づき二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略、またはそれと同等とみなされる投資戦略に投資するものとします。</p> <p>(中略)</p>
----------------------	---

(後略)